

みんなとオレンジカフェ事業業務委託採点基準表
(第一次審査)

1 基本事項の評価 (事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点					
		1	2	3	4	5									
(1)	資格要件 (取得資格)	・責任者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (評価基準:要件を満たしていれば5点、満たしていなければ1点とする。)						×3			75				
(2)	専門技術力 (経験年数、実績)	・認知症カフェや認知症カフェに類似する業務の実績を有しているか。 ・責任者又は担当者が求める経験年数を満たしているか。 評価基準: ア)事業者の同種業務の実績(認知症カフェ等の実績がある場合①②、実績がない場合③~⑤) ①認知症カフェ等の実績が3年以上 5点 ②認知症カフェ等の実績が3年未満 4点 ③認知症支援業務が5年以上 3点 ④認知症支援業務が1年以上5年未満 2点 ⑤認知症支援業務が1年未満 1点 イ)業務責任者の同種業務の実績(経験年数) ①10年以上 5点 ②7~9年 4点 ③4~6年 3点 ④経験年数1~3年 2点 ⑤1年未満 1点 ウ)業務担当者の同種業務の実績(経験年数) ※担当者が複数いる場合は、担当者の平均 ①10年以上 5点 ②7~9年 4点 ③4~6年 3点 ④経験年数1~3年 2点⑤1年未満 1点										×3			75
												75			
												75			
(3)	専任性 (手持ち業務量)	・担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 評価基準: ①業務責任者が専任 5点 ②業務担当者が専任 4点 ③責任者、担当者ともに兼任(他計2件まで) 3点 ④責任者、担当者ともに兼任(他計3件まで) 2点 ⑤責任者、担当者ともに兼任(他計4件まで) 1点										×3			75
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点					
		1	2	3	4	5									
(1) 業務の実施について【様式6】															
ア	企画提案書の計画内容	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か。						×4			100				
(2) 業務に対する基本姿勢について【様式7】															
ア	専門性の維持・向上のための取組について	業務に求められる専門性の維持、向上のための取組は十分か。						×6			150				
イ	認知症の人や家族を支える取組について	本事業を通じて認知症本人や介護する家族を支援するための効果的な取組の提案があるか。						×5			125				
(3) 業務の創意工夫について【様式7】															
ア	相談対応の充実について	認知症本人や家族への相談対応を充実させる工夫はあるか。						×4			100				
イ	関係機関との連携について	地域の関係機関(高齢者相談センター、社会福祉協議会、介護支援事業所など)と連携し、認知症の人や家族への支援を充実させる工夫があるか。						×4			100				
ウ	本人視点での事業展開について	認知症本人が活躍する場の提供など認知症本人の視点を取り入れた事業展開の工夫があるか。						×4			100				
エ	効果的・効率的な業務の実施について	その他、業務効率化の推進や区民サービスの向上等の観点から有用な付加価値提案があるか。						×4			100				
(4) 業務の計画について【様式7】															
ア	中長期的な事業展開について	中長期的な視点で事業を実施する工夫があるか。						×4			100				
3 見積額の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	事務局採点	点数	最高点					
		1	2	3	4	5									
(1)	見積額	参考事業規模(税込8,727,000円)に対する見積額は適正か。 採点基準: ①予定価格の85%~90%未満5点 ②予定価格の75%~85%未満4点 ③予定価格の90%~100%3点 ④予定価格の65%~75%未満2点 ⑤予定価格の65%未満 1点						×5			125				
一次審査合計点										1375					
4 加点項目		ア	イ	ウ	エ	オ	該当数	事務局採点	点数	満点					
(1)	加点項目	下記ア~オに該当する場合の加点									125				
一次審査総得点										1500					
加点項目 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一時評価点に加点します。 ※事務局採点配点の満点の5%は25点なので、最大125点 (25点×5項目) 加点されます。							事務局採点配点の満点 (100点×5委員分)		500点						
ア 区内事業者優遇 区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点。複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点。 ウ 障害者雇用の評価 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点 エ 環境配慮に対する評価 ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点。複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点。 オ 災害協定活動に対する評価 区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加点															
講評等 (ポイントとなった事項など)															